

小金井市立公園等撮影申請の確認書

1. 法令、条例を遵守すること。
2. 周辺住民の生活環境及び安全性に十分配慮し、施設管理者と協議の上で必要な場合は、事前の周知及び必要な対策を講じること。また、周囲に影響を及ぼす可能性がある場合は、周辺住民の了承を得ること。
3. 事故が発生した場合は、適切な措置を講じ、直ちに施設管理者に報告すること。
4. 市民及び職員のプライバシーに十分配慮して撮影をすること。
5. 公園利用者を排除することや、施設利用を制限することのないよう、誠意をもって対応すること。
6. 殺人、自殺(未遂シーンを含む)や銃砲、刀剣類などを用いた暴力シーンは撮影しないこと。
7. 裸体、下着姿、その他公序良俗に反する行為等の撮影はしないこと。
8. 撮影時は小金井市立公園使用許可書等の許可書を携帯し、求められた場合は提示をすること。
9. 原則、資材は手持ちで搬出入が可能なものとし、大型資材(レール、タワー・クレーン、ケーブル付きモニター等)の持ち込みは禁止とする。ただし、あらかじめ施設管理者より許可を受けたときはこの限りではない。使用機材は申請の際に十分協議すること。
10. 撮影人数は、スタッフ、出演者合わせて最少人数とすることとし、申請の際に十分協議すること。
11. 許可を受けた時間には準備・後片付け時間を含みますので、許可時間以外は当該施設を使用することはできません。
12. 撮影関係者の公園内での喫煙は禁止とする。ただし、施設管理者と協議の上、分煙対応を行える措置を講ずる場合はこの限りではない。
13. 誘導員等を適宜配置し、安全の確保に努めるとともに交通の整理を行うこと。
14. 市立公園には駐車場がありません。付近の道路や施設内に関係車両を駐車することは禁止します。
15. 道路上での撮影は、別途、道路使用等の許可が必要となる場合がありますので、関係機関にお問い合わせください。
16. 撮影のために、公園内の電源・水道の利用はしないこと。
17. 虚偽の申請や許可条件、注意事項が遵守されない場合は、当該許可を取り消し、使用者及び発注元の配給会社等の次回以降の使用を許可しない場合があります。
18. 公園管理上支障のある場合は、許可後でもこれを取り消す場合があります。
19. 撮影終了後は清掃をし、原状回復をすること。発生したゴミは全て持ち帰ること。(撮影見学者が出したゴミも可能な限り使用者が対応すること。)
20. 原則として、テロップ、ナレーション等で、「撮影協力 小金井市」等の表現がなされること。
21. 小金井市立公園使用許可書が交付される案件の場合、交付後5開庁日までに使用料が納付されない場合、原則、キャンセルとみなすものとする。
22. 当市による広報のため、記録写真の提供をすること。同様の目的で、当市が撮影風景の撮影をすることを認めること。

上記項目を遵守します。

年 月 日

会社名(団体名)

所在地

確認者名(申請者又は責任者)